

昭和北小学校教育目標

未来を拓く人間の育成

生徒指導規程について

この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものです。そのために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る観点から必要な事項を定めました。

1 登校

- ① 学校へは7時30分から8時10分までの間に登校します。
- ② 8時10分に教室にいない場合は遅刻とします。

2 欠席・遅刻・早退

- ① 保護者は出席確認アプリに、その日の出欠の有無を入力します。やむを得ず電話で連絡する場合は、始業前（7時30分～8時）までに保護者が連絡します。
- ② 遅刻・早退をする場合は、原則として保護者が付き添います。
- ③ 3日連続して欠席した場合は、担任等が家庭訪問を行い、保護者と連携します。
※インフルエンザ等の出席停止や忌引きについては除きます。

3 服装・頭髪

○「北っ子のやくそく」を守ることができていない場合

- ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さ、守る義務について指導します。
- ② 改善されない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力を要請します。

4 学用品・持ち物

○「北っ子のやくそく」を守ることができていない場合

- ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルール等を指導します。
- ② 改善されない場合は、担任等が家庭連絡を行い、家庭での指導・協力を要請します。

5 携帯電話、不要物等

原則、学校に携帯電話、不要物等を持ってくることは禁止します。携帯電話は学校が必要であると認めた場合のみ申請書を記入し、許可しますが、必ず電源を切り、下校時まで職員室で保管します。

○ 携帯電話、不要物等を許可なく持ってきたり、学校で使用したりした場合

- ① 学校で携帯電話、不要物等を預かります。
- ② 保護者に携帯電話、不要物等を学校まで取りに来ていただきます。
- ③ 携帯電話等の許可を取り消します。

6 学校で使用するタブレット端末の使用について

呉市教育委員会作成のタブレット使用のルールを守ります。

○ タブレット使用のルールを守れない場合

- ① 担任等がタブレット端末使用のルール等について指導します。
- ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ③ 故意による破損・故障、過失による紛失などの場合は、家庭に費用負担を求める場合があります。

7 いじめ

「いじめは人として絶対に許されない行為であること」を常に指導しています。しかし、いじめが認められた場合には、次の点に留意して**特別な指導**を行います。

- ① 被害児童及び加害児童の保護者と学校で話し合いをもちます。
- ② まわりの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行います。
- ③ 被害児童及び加害児童に対しては、教育相談などのフォローの体制を確実に組んで寄り添いながら継続的に指導します。

8 器物破損

- ① 児童のけがなどの安全確認を行います。
- ② 担任等が児童に対して事実確認を行います。
- ③ 保護者と学校で話し合いをもちます。
- ④ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ⑤ 弁償については、担任等が管理職と検討して保護者に知らせます。

9 けんか・暴力行為

- ① 児童のけがなどの安全確認を行います。
- ② 担任等は再発防止に向けて事実確認を行います。
- ③ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ④ 保護者と学校で話し合いをもちます。
- ⑤ 重大な事案は警察等関係機関と連携します。

10 授業妨害・対教師暴力（暴言）

- ① 担任等が、児童に他の児童の学習権を奪う許されない行為であること等を理解させ、集団生活のルールとマナーを指導します。
- ② 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ③ 保護者と学校で話し合いをもちます。

11 儀式朝会・全校朝会時の態度

- ① 全校朝会等で、様々な話を聞く活動の際に、自分勝手なおしゃべり等をして、他の児童の話を聞く権利を奪う行為は、許されない行為であることを理解させ、集団生活のルールとマナーをしっかり指導します。
- ② 担任等が児童に、全校朝会等に参加する上でのルール（黙って話を聞く等）の大切さについて話をします。
- ③ 指導に従わない場合は、**特別な指導**を行います。
- ④ 保護者と学校で話し合いをもちます。

12 落書き

- 落書きをした児童が特定できた場合
 - ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
 - ② 保護者と学校で話し合いをもちます。
 - ③ 保護者は児童とともに落書きを消していただきます。

13 盗難・紛失

- 加害児童が特定できた場合
 - ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
 - ② 保護者と学校で話し合いをもちます。
 - ③ 保護者は児童とともに被害児童宅に謝罪に行っていただきます。
 - ④ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。
- 加害児童が特定できなかった場合
 - ① 担任等が事実の確認を行うとともに紛失物を捜します。
 - ② 担任等が家庭に連絡をします。しかし、弁償することはできません。
 - ③ 事象が繰り返される場合は、関係機関と連携します。

14 窃盗・万引き

- 外部（店・警察など）からの連絡によって分かった場合
 - ① 再発防止に向けて保護者と学校で話し合いをもちます。
 - ② 保護者は児童とともに謝罪に行っていただきます。
 - ③ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。
- 児童や保護者からの情報があつた場合
 - ① 事実確認を慎重に行います。
 - ② 情報者と対象児童は接触させません。情報者の不利益にならないようにします。
 - ③ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と学校で話し合いをもちます。
 - ④ 保護者は児童とともに謝罪に行っていただきます。
 - ⑤ 繰り返す場合は、**特別な指導**を行うとともに関係機関と連携します。

15 その他の問題行動

- ① 状況によっては**特別な指導**を行います。
- ② 保護者と学校で話し合いをもちます。
- ③ 問題行動の程度によっては、警察等、関係機関と連携します。

特別な指導について

1 場所

校内

2 期間

- ① 学校（管理職、生徒指導主事、学年主任、担任等）が協議し、期間（1～5日）を決めます。
- ② 特別な指導の期間及び内容について、当該児童と保護者に説明します。
- ③ 特別な指導の期間中、指導に従わなかった場合は、指導期間を延長します。

3 対応者

教職員（管理職と生徒指導主事が協議し対応者を決めます。）が組織的に対応します。

4 内容

充実した学校生活や家庭生活を送るために振り返りを行い、展望を教職員と一緒に考えます。

- ① 説諭
- ② 振り返り及び反省文
- ③ 学習反省（学習を教職員の指導のもと実施します。）
- ④ 奉仕活動（自己を見つめるために、掃除やボランティアを教職員と一緒にを行います。）

令和7年4月改訂

令和5年3月改訂

令和4年3月改訂

令和2年6月29日施行